

もっと知りたい!

藤岡市のこと

森林資源の有効活用と木育を推進

乳児への市産材を使った木製積み木の贈呈

市域の約6割を占める森林資源を有効活用するとともに、子どもの健やかな成長を願って、木育を推進しています。乳児期から遊びながらふさとの森林に親しんでもらうため、乳児に対して、木製の積み木を贈呈する事業を実施しています。

積み木は、市有林整備に伴い伐採したヒノキ材を使用しており、市産材の活用により市内林業の活性化にもつながっています。

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 森林課(☎④2316)

対象 股関節検診の対象となる生後3カ月の乳児

積み木の特徴

- ▷ 1箱30ピース入り
- ▷ ケースに誕生日と名前の刻印入り
- ▷ 無垢ヒノキ材を無塗装で仕上げ、安全に配慮



市産材を使用した積み木

その他

詳細は市ホームページ(右記2次元コード読み取り)を確認してください



地域おこし協力隊に着任してから、林業に関する研修を受ける機会が増えました。研修の中で毎回共通して聞く話が「伐木作業中のけがや事故」です。

林野庁の調査によると、林業の労働者の死傷者数は全産業の中で最も多く、日本で一番危険な産業ともいえます。

伐木作業では、切り倒した木が跳ね返る可能性があるため、必ず作業前に退避する場所を決め、障害となる石や木の根を先に処理します。また、木が枯れていたり腐っていたりするとおぼろげな方向に倒れることがあるため、切り方を工夫する必要があります。

安全に作業するためには、正しいチェーンソーの使い方や状況に合わせた判断力が必要です。

地域おこし協力隊
横尾 幹



協力隊の活動はこちら

問い合わせ 森林課(☎④2316)

困ったときの10月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

| 相談 | 日時 | 会場 | 予約 | 問い合わせ |
|----------|--|---------------------------|--|------------------------|
| 法律相談 | 3日(金)・9日(木)・17日(金)・30日(木)午後1時～4時 (30日は午後3時まで) | 市役所本庁舎 | 下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約 ▷ 3日=9月19日(金) ▷ 9日=9月25日(木) ▷ 17日=10月3日(金) ▷ 30日=10月16日(木) | 地域づくり課 (☎④2211) |
| 行政相談 | 8日(水)・15日(水)・16日(木)午後2時～4時 | 市役所本庁舎 16日は地域づくりセンター鬼石 | 当日会場へ(予約不要) | |
| 人権相談 | 10日(金)・24日(金)午後1時～3時 | 市役所本庁舎 | 当日会場へ(予約不要) | |
| 不動産相談 | 15日(水)午後1時30分～3時 | 市役所本庁舎 | 電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約 | |
| 心配ごと相談 | 8日(水)・22日(水)午後1時～4時 | 総合学習センター北棟 | 当日会場へ(予約不要) | 市社会福祉協議会 (☎②5647) |
| 相続・遺言相談 | 21日(火)午後1時～3時30分 | 総合学習センター北棟 | 要予約 | |
| ボランティア相談 | 毎週月～金曜日、11日(土)午前8時30分～午後5時 | 総合学習センター南棟 | 予約不要 ▷ 相談方法=電話・面談 | 青少年センター (☎④4150) |
| 青少年相談 | 毎週月～金曜日午前9時～午後4時 毎週土・日曜日午後1時～4時 | 青少年センター(教育庁舎内) | 予約不要 ▷ 相談方法=電話・面談・LINE(アカウント名:藤岡市青少年センター) | |
| 教育相談 | 毎週火・木・金曜日午前9時～午後4時 | 教育研究所(教育庁舎内) | 予約不要 ▷ 相談方法=電話・面談 | 教育研究所 (☎③9801) |
| 家庭児童相談 | 毎週月～金曜日午前9時～午後4時 | 保健センター | 予約不要 ▷ 相談方法=電話・面談 | 子育て応援課 (☎④2268) |

人権を考へる ～高齢者の人権～

人生100年時代といわれる現代、地域で暮らす高齢者が安心して日々を過ごすために、「高齢者の人権」がますます重要になっていきます。高齢者の人権とは、高齢者が単に差別を受けないというだけでなく、誰もが自分らしく、尊厳を持って生きる権利のことです。たとえば、加齢や病気によって体力や判断力が低下しても、本人の思いや希望がきちんと尊重され、できることを生かしながら暮らせること、それが真に高齢者の人権を守ることです。仮に介護を受ける立場になっても、1人の人間として敬意を持って接されることは当然の権利です。

高齢者の意思の尊重

しかし現実には、「もう年だから」「認知症だから仕方ない」といった言葉で、本人の意思が置き去りにされてしまふこともあります。たとえ

善意であっても、本人の選択を奪うような関わり方は、尊厳を損なうことにつながりかねません。大切なのは、まず本人の声に耳を傾け、その思いを受け止めることです。こうした状況の中で注目されているのが「成年後見制度」です。これは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断力が不十分になった人を法的に支える制度で、後見人が財産管理や福祉サービスの契約などを行い、安心して生活ができるよう支援します。制度の目的は「本人の意思の尊重」であり、できる限り本人の希望に沿った形での支援が求められます。

虐待への対応

また近年では、家庭内や介護施設における心理的・身体的な虐待、家庭内における介護の放棄・放任、金銭の不適切な扱いなど高齢者への虐待が深刻な問題となっています。

安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を守ることは、今を生きる私たち自身の未来を守ることもあります。地域の中で支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを共に進めていきましょう。市では、成年後見制度の利用や高齢者への虐待の対応などに関する総合相談窓口として、地域包括支援センターを設けています。気軽に相談してください。

問い合わせ 生涯学習課(☎②6888)・地域包括支援センター(元気長寿課内☎④2287)